

平成27年第2回江北町議会（臨時会）会議録						
招 集 年 月 日	平成27年5月8日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成27年5月8日 午前9時				議長 西原 好文
	閉 会	平成27年5月8日 午後1時35分				
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	1	金 丸 祐 樹	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	瀧 上 正 昭	○	7	吉 岡 隆 幸	○
	3	田 中 宏 之	○	8	土 瀧 茂 勝	○
	4	井 上 敏 文	○	9	池 田 和 幸	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	1 番	金 丸 祐 樹	2 番	瀧 上 正 昭	3 番	田 中 宏 之
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	田 中 源 一	○	町 民 課 長	平 川 智 敏	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	環 境 課 長	谷 口 学	○
	教 育 長	赤 坂 章	○	産 業 課 長	百 武 一 治	○
	総務企画課長	田 中 盛 方	○	教 育 課 長	相 島 千 代 治	○
	建 設 課 長	柴 田 敏 彦	○	会 計 室 長	溝 口 進 洋	○
	福 祉 課 長	山 中 晴 巳	○	こ ども 応 援 課 長	山 下 栄 子	○
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	古 賀 ケイ子				
	書 記	三 溝 秀 行				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成27年5月8日

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 議長の選挙について
- 日程第4 会期の決定について
- 日程第5 副議長の選挙について
- 日程第6 議席の指定について
- 日程第7 常任委員の選任について
- 日程第8 議会運営委員の選任について
- 日程第9 杵東地区衛生処理場組合議会議員の選挙について
- 日程第10 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第11 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第12 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第13 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙について
- 日程第14 報告第1号 江北町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第15 報告第2号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第16 議案第23号 江北町監査委員の選任について

午前9時 開会

○議会事務局長（古賀ケイ子）

皆様おはようございます。御起立願います。礼。御着席ください。

本臨時会は、一般選挙後の最初の議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。したがって、土渕茂勝議員を御紹介します。

土渕茂勝議員、議長席へお願いいたします。

○土渕茂勝臨時議長

おはようございます。ただいま紹介されました土渕茂勝です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。よろしく願いをいたします。

ただいま田中町長より挨拶の申し出がっておりますので、御挨拶をお願いいたします。

田中町長。

○町長（田中源一）

皆さんおはようございます。さきの統一地方選挙、そして江北町の町議会議員の選挙におきまして、見事当選をされました10人の議員の皆様方に心よりお祝いを申し上げますとともに、今後4年間、我々執行部と協力し、そしてまた切磋琢磨しながら町の発展のため、そしてまた町民福祉の向上のために頑張りたいと願っております。

国内、そしてまた国外におきましても、県内におきましてもいろいろな問題が山積をいたしております。江北町も他町に負けないように、これからも精いっぱい我々も頑張りたいと思いますけれども、議員の皆様方の御指導、御協力を今後ともお願いいたしまして、私の挨拶といたしたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

○土渕茂勝臨時議長

では、ただいまから平成27年第2回江北町議会臨時会を開会いたします。

日程第1 仮議席の指定について

○土渕茂勝臨時議長

日程第1. 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

執行部の退場をお願いします。

（執行部退場）

○土渕茂勝臨時議長

しばらく休憩します。

午前9時5分 休憩

午前9時7分 再開

○土渕茂勝臨時議長

再開いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○土渕茂勝臨時議長

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、臨時議長において金丸祐樹君、淵上正昭君、田中宏之君を指名いたします。

日程第3 議長の選挙について

○土淵茂勝臨時議長

日程第3. 議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。（「議長、選挙でお願いいたします」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

それでは、御異議がありますので、選挙の方法は投票によることといたします。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○土淵茂勝臨時議長

ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に金丸祐樹及び淵上正昭君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○土淵茂勝臨時議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○土淵茂勝臨時議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○土淵茂勝臨時議長

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順次投票を

お願いします。

記載は終わりましたか。

それでは、順次1番金丸議員から投票をお願いします。

(投票)

○土淵茂勝臨時議長

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○土淵茂勝臨時議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

金丸祐樹君、淵上正昭君の開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○土淵茂勝臨時議長

それでは、開票の結果を報告いたします。

投票総数10票

うち有効投票10票

無効投票0票

有効投票のうち

西原好文君 8票

土淵茂勝君 1票

白票 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、西原好文君が当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○土淵茂勝臨時議長

ただいま議長に当選されました西原好文君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長に当選されました西原好文君の挨拶をお願いいたします。

○西原好文議長

先ほど皆様方の御支持、御支援によりまして、議長に当選させていただきましてありがとうございます。

今年4月に選挙がありまして、町議会も新しく議員さんも当選され新体制となっております。また、本町においては、一昨年、議会基本条例も制定しております。町民との懇談会も含め、議会改革にも取り組んでまいりたいと思っております。議員各位の御指導、御協力をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○土渕茂勝臨時議長

これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

しばらく休憩をいたします。再開は9時40分といたします。

午前9時30分 休憩

午前9時40分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

それでは、先ほどの議長選挙において議長に就任いたしましたので、これから先の議事については議長として進行していきたいと思っております。皆様方の御協力をお願いいたします。

日程第4 会期の決定について

○西原好文議長

日程第4. 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第5 副議長の選挙について

○西原好文議長

日程第5. 副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指

名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

御異議がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○西原好文議長

ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に金丸祐樹君及び淵上正昭君を指名します。

投票用紙をお配りします。

(投票用紙配付)

○西原好文議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○西原好文議長

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順に投票をお願いいたします。記載をお願いいたします。

次に、投票をお願いします。

(投票)

○西原好文議長

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

金丸祐樹君、淵上正昭君の開票の立会をお願いいたします。

(開 票)

○西原好文議長

開票の結果を報告します。

投票総数 10票

うち有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票のうち

井上敏文君 3票

池田和幸君 6票

白 票 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、池田和幸君が当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○西原好文議長

ただいま副議長に当選されました池田和幸君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

副議長に当選されました池田和幸君の御挨拶をお願いいたします。

○池田和幸副議長

ただいま副議長に当選させていただきました池田和幸でございます。これから4年間、議長の補佐役はもとより、議会議員の皆様の御協力を得てしっかりとしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

日程第6 議席の指定について

○西原好文議長

日程第6．議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定によって議長が指定いたします。

議員諸君の氏名と、その議席番号を職員に朗読させます。古賀局長。

○議会事務局長（古賀ケイ子）

（朗読省略）

○西原好文議長

ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、それぞれただいま指定しました議席にお着き願います。

しばらく休憩いたします。

午前9時51分 休憩

午前9時52分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

日程第7～第8 常任委員の選任について～議会運営委員の選任について

○西原好文議長

日程第7．常任委員の選任について及び日程第8．議会運営委員の選任については関連がありますので、一括議題といたします。

委員会条例第5条第1項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっていきます。したがって、議長としては、議員諸君より一応要望をとり、これに基づいて定数関係ともならみ合わせ調整をし、指名したいと思います。

なお、委員長及び副委員長については、委員会条例第6条第2項の規定により、それぞれの委員会において互選することになっております。つきましては、委員会構成後に各委員会ごとに委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。再開10時20分。議員の皆様方は議員控室へお集まりください。

午前9時55分 休憩

午前10時20分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

休憩中に各委員会の委員の選任が決まりました。

なお、正副委員長についても互選されていますので、職員をして発表せませす。古賀局長。

○議会事務局長（古賀ケイ子）

（朗読省略）

○西原好文議長

以上のとおり指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました以上の諸君をそれぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定しました。

なお、正副委員長については、それぞれの委員会で互選が行われました。その結果につきましては、ただいま局長が発表したとおりです。

日程第9 杵東地区衛生処理場組合議会議員の選挙について

○西原好文議長

日程第9. 杵東地区衛生処理場組合議会議員の選挙を行います。

本案は、杵東地区衛生処理場組規約第7条の規定による組合議会議員を本議会議員の中から2名選出するものであります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

杵東地区衛生処理場組合議会の議員に田中宏之君、吉岡隆幸君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました田中宏之君、吉岡隆幸君を杵東地区衛生処理場組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました田中宏之君、吉岡隆幸君が杵東地区衛生処理場組合議会議員に当選されました。

ただいま指名いたしました田中宏之君、吉岡隆幸君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

田中宏之君、吉岡隆幸君、御承諾いただけますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ただいま田中宏之君、吉岡隆幸君から承諾いただきました。

日程第10 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙について

○西原好文議長

日程第10. 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

本案は、杵藤地区広域市町村圏組規約第5条第2項の規定による組合議会議員を本議会議員の中から1名選出するものであります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に私、西原好文を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました私、西原好文を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の当選人に定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました私、西原好文が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選いたしました。

ただいま指名いたしました私、西原好文が議場におりますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

日程第11 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙について

○西原好文議長

日程第11. 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙を行います。

本案は、杵島工業用水道企業団規約第5条第1項の規定による企業団議会議員を本議会議員の中から1名選出するものであります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

杵島工業用水道企業団議会議員に池田和幸君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました池田和幸君を杵島工業用水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました池田和幸君が杵島工業用水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま指名いたしました池田和幸君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

池田和幸君、御承諾いただけますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ただいま池田和幸君から承諾をいただきました。

日程第12 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○西原好文議長

日程第12. 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本案は、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条第2項第1号の規定による広域連合議会議員を本議会議員の中から1名選出するものであります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に三苫紀美子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました三苫紀美子君を佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました三苫紀美子君が佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま指名いたしました三苫紀美子君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

三苫紀美子君、これを御承諾いただけますか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ただいま三苫紀美子君から承諾をいただきました。

日程第13 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙について

○西原好文議長

日程第13. 佐賀県西部広域環境組合議会議員の選挙を行います。

本案は、佐賀県西部広域環境組合規約第6条の規定による組合議会議員を本議会議員の中

から1名選出するものであります。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。佐賀県西部広域環境組合議会議員に私、西原好文を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました私、西原好文を佐賀県西部広域環境組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました私、西原好文が佐賀県西部広域環境組合議会議員に当選いたしました。ただいま指名いたしました私、西原好文が議場におりますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

しばらく休憩いたします。再開10時40分。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

日程第14～第15 報告第1号～報告第2号

○西原好文議長

日程第14. 報告第1号から日程第15. 報告第2号までを一括上程します。職員をして朗読させます。古賀局長。

○議会事務局長（古賀ケイ子）

（朗読省略）

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。田中町長。

○町長（田中源一）

それでは、提案理由の説明をいたしたいと思います。

報告第1号 江北町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたため、専決処分を行ったので承認を求めるものであります。

主な改正内容として、1点目は、住宅ローン減税の延長であります。個人住民税における住宅ローン減税の措置について、その適用期間を平成31年6月30日まで延長するものであります。

2点目は、ふるさと納税に係る個人住民税の寄附金控除額の申告特例で、特例控除額の上限を個人住民税所得割額の1割から2割に拡充するものです。さらに、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告をしないで寄附金控除が受けられるように特例を創設するものです。

3点目は、土地に係る固定資産税で、負担調整措置等現行の仕組みをそのまま3年間延長するものです。

4点目は、軽自動車税等の見直しで、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例を導入し税額の軽減を図るものであり、また、二輪車等に係る税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から28年4月1日に1年延長を行うものであります。

なお、今回の条例改正は平成27年度の国の税制改正のうち、平成27年4月1日時点で改正が必要な部分についてのみ専決処分を行っているところであり、今回の地方税法等の改正に伴い、さらに今年度中に条例改正が必要な箇所もありますので、改めて今後議会に提案をさせていただきたいと思います。

報告第2号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたため、専決処分を行ったので承認を求めるものであります。

主な改正内容は、国民健康保険税の課税限度額が改正され、国保医療分及び後期高齢者支援金分が1万円増のそれぞれ52万円、17万円に、介護保険分については2万円増の16万円に引き上げとなります。これに伴い、国民健康保険税の課税限度額が81万円から85万円へと4万円アップすることになります。

2点目は、国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の計算方法が変更され、国民健康保険税の5割軽減対象となる世帯を判定する際の単価を24万5千円から26万円に引き上げ、また、2割軽減の対象となる世帯を判定する際の単価を45万円から47万円に引き上げとなります。これに伴い、5割及び2割軽減の対象となる世帯は増加するものと思われます。

以上でございます。

○西原好文議長

提案理由の説明が終わりましたので、日程により逐次議案の審議に入ります。

日程第14. 報告第1号 江北町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。8番土淵茂勝君。

○土淵茂勝議員

今、町長の説明である程度趣旨がわかりました。

ただ、ちょっとお聞きしたいのは、2ページのところですけれども、江北町税条例等の一部改正の第1条というのは法人税にかかわる文章ではないかというふうに見たんですけれども、これはどういうふうな改正になっているのかということをお聞きしたいです。

それと、先ほど町長の説明されました、これは町長の提案理由ですけれども、第1点目は、住宅ローン減税の延長だという文言があります。これはどの部分に当たるのかですね。

それとあわせて、議案資料として出されております文書の書き方の問題ですけれども、江北町条例第10号にかかわっての新旧対照表の見方なんですけれども、江北町税条例の一部改正では第1条というふうになっておりますけれども、この改正案、現行というのでは31条と表記されていますね。31条、恐らく国の法律のことだろうと思うんですけれども、このあたりの記述の仕方を町条例の1条の中の文章だというふうに私は受けとめましたけれども、わかりやすく書いてもらいたいと思いますけれども、私が質問していることが当たっているかどうかを含めて、答弁を求めたいと思います。

○西原好文議長

3点について、平川町民課長。

○町民課長（平川智敏）

それでは、土淵議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の税条例の一部改正でございます。第1条には31条から記載がされているんじゃないかというような御質問だったと思いますが、この第1条というのは、今回の税条例の改正につきましては、2つの条例を一遍に改正するということになっております。1つの条例は、現在、進行中であります江北町税条例、これの改正。それともう1つは、江北町税条例等の一部を改正する条例ということで、これにつきましては平成26年3月31日に専決をいたしまして、同じく6月議会に提案して報告承認をいただいております。この2つの条例の改正ということで今回専決を行っております。この税条例につきましては、31条というのは江北町税条例の第31条ということになります。したがって、新旧対照表には条例の31条ということで、ここがこういうふうに変わりますというふうな記載の仕方をいたしております。

それと、第1条、いわゆる税条例の一部改正の第1条というのが法人税等に係る分じゃないかということですが、これは法律改正に伴って、税条例の法人税に関する項目について、法律と整合性をとるために改正をいたしておるところでございます。

それと、2点目の住宅ローン減税でございますが、住宅ローン減税につきましては、本来は確定申告をしていただいて、所得税のほうで減税をされるということになるわけですが、例えば、住宅ローン減税で10万円限度額として税額控除を受けることができるとした場合に、その方がたまたま5万円所得税を納めていらっしやったということで、10万円の限度額に対して5万円の還付を受けられたということになりますので、残っている5万円を、これを町民税のほうから差し引きをいたしましょうという制度があります。したがって、住宅ローン減税につきましては、一応所得税で引き切れなかった分について、翌年度の町民税のほうから差し引くというような種類のものがございます。

それと、あとは31条ですかね。（「議長、今の説明で大体わかりましたので、3番目は再度ちょっと質問しますので」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

平川課長、自席から。

○町民課長（平川智敏）

わかりました。失礼いたします。

○西原好文議長

土淵議員、ちょっと待ってくださいね。

済みません。執行部は自席で起立して答弁をお願いいたします。一般質問は前に出てですけど、よろしく申し上げます。土淵茂勝君。

○土淵茂勝議員

3番目の私の質問は、この新旧対照表の31条というのを、私は国の法律かというふうに誤解しておりました。これは先ほど説明があつて、これは町条例の31条だということで確認をしたいと思います。

それで、最初の質問は、第1条の項目について、これは法人税にかかわるものじゃないかというふうな質問をしましたけれども、今の説明では、法人税との関係については直接話がありませんでした。けれどもと言ったらおかしいですけど、新旧対照表の1ページを見ますと、括弧の中に、「次に掲げる法人 ア 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人」と、こういうふうな文章がありましたね。そして年額5万円ということで、今の話でいいますと、10万円のところを5万円になるという理解でいいんですかね。そうじゃないんですね。じゃ、それは後で説明をお願いします。

ここで、私は法人税にかかわる一つの町条例の改定が行われたんじゃないかという質問をしましたけれども、それには今触れられなかったですね。そのあたりをもう一つ説明を求めたいと思いますけれども、この中でずっと文章があります。48条、50条、51条、57条とね。その中で、これは文言の訂正じゃないかというふうに理解をしたんですけども、例えば、71条のところでちょっと見ますけれども、「納期限前7日」を「納期限（前7日）」に改めると。これは同じ意味なのか、何か特別な意味があるのか、ちょっと1条に関連してもう少し説明をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

平川課長。

○町民課長（平川智敏）

それでは、土淵議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1点目、先ほどの私が10万円と5万円という例を挙げましたのは住宅ローン減税の話でございまして、法人税はいわゆるこのとおり、現行、それから、改正案とも5万円、5

万円となっておりますが、今回の税法の改正に伴って文章中の字句が訂正になったというようなことでございます。あくまでも法人税の額については何ら変更はございません。

それと、以前は「納期限前7日」ということになっておりましたが、これを「納期限（前7日）」ということで、これは国の指示に基づいて全国的に統一して記載をしようということになりましたので、一応今回、訂正議案として修正を上げておるところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

土淵議員、よろしいでしょうか。土淵議員。

○土淵茂勝議員

私が最初質問した中身の問題ですけれども、町長の説明の中で、1点目は住宅ローン減税の延長であります。これについては質問の趣旨は、町条例のどこに入るのかという質問をしましたですね。それについては特別答弁はありませんでしたけれども、関連として、この住宅ローン減税の延長という町長の説明があったのかどうかですね。今回の町条例の条文の中にそういう改定があるのかどうか、それを確認したいと思いますので、答弁を求めたいと思います。

○西原好文議長

平川課長。

○町民課長（平川智敏）

今回、改正をいたしております、説明の中にもありましたとおり、主な改正点ということで提案理由の説明をいたしております。それで、住宅ローンに関しては条文の中で一応改正点がございますが、ちょっと確認をいたしまして、改めて回答させていただきます。

○西原好文議長

土淵議員、いいですか。まだありますか。土淵議員。

○土淵茂勝議員

後でということでしたね。じゃいいです。住宅ローンがどの条文に入るのかということの後でお願いします。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。9番池田議員。

○池田和幸議員

1点だけお聞きしたいと思います。

ふるさと納税について、今回、いろいろな申告の特例が出ております。ここで、さきの議会でも議員のほうから質問があっただけでも、町長のほうで今年度こういう形で特例あたりが出ていますので、他のまちではいろいろなふるさと納税の考えが出されていますので、その辺何か考えがありましたらお願いしたいと思います。

○西原好文議長

田中町長。

○町長（田中源一）

ふるさと納税につきましては、本当に何億円というところもありまして、玄海町あたりは十何億円たまったとか、そういうふうな話も聞いておりますけれども、国の方針の中では、余り高額な金額に返礼をしなくてもいいんじゃないかというような話もあるようであります。玄海町あたりは恐らく4割近くを返して、そして送り賃まで入れれば大体5割ぐらいを戻すというような形で行われておりますけれども、うちもそこまではいかなくても、もう少しやはりいろいろなメニューを今後つくっていかなくちゃいけないと思っておりますので、しかし、江北町の産物等を送るとなればある程度限られてきますので、それ以外にも何かあるのかというふうなことあたりを今後検討させていただきたいと思えます。

○西原好文議長

池田議員、よろしいですか。池田議員。

○池田和幸議員

この前、ある会合で江北町出身の方が、いわゆる長者番付じゃないですけども、そういう方が何人かおられるということを知りました。そういう形で、そうやって活躍される方がいらっしゃるといことは非常に頼もしいなと思ひながら、ふるさと納税でもこちらから御案内してもどうかと思ひましたので、その辺も含めて御検討をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

答弁よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方。平川町民課長。

○町民課長（平川智敏）

先ほどの質問に対して御回答をいたします。

江北町税条例等の一部を改正する条例、2ページになりますが、この中ほどからちょっと

下のほうですね、第9条のちょっと上のほうになりますが、「附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。」ということ、この条文が住宅ローンに関連してくる条文でございます。

以上でございます。

○西原好文議長

土淵議員、よろしいですか。（発言する者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○西原好文議長

起立全員であります。よって、報告第1号 江北町税条例等の一部を改正する条例の専決処分については、原案どおり承認することに決しました。

日程第15. 報告第2号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。土淵議員。

○土淵茂勝議員

これについては町長のほうから提案理由が説明されております。国民健康保険税の最高限度額が合わせて4万円上がるということになります。

そこで、お聞きしますけれども、この対象人員が何人になるのか、それと、増額分の総額がどれぐらいの金額になるのか。

もう1点は、2点目で町長の提案理由で説明されております。これとあわせて、軽減措置が拡大されるという説明がされております。この軽減措置がどれぐらいの人数でふえるのか、そしてその総額は幾らになるのか、その説明をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

平川町民課長。

○町民課長（平川智敏）

土渕議員の御質問にお答えをいたします。

国保限度額の引き上げにつきましては、ちょっと人数は把握しておりませんが、世帯数といたしまして、まず、国民健康保険税というのは3つに分かれておりまして、1つがいわゆる国民健康保険の分、それから、後期高齢者への支援金の分、それから、介護保険ということで3つに分かれております。

それで、まず国民健康保険本体の分ですね、これにつきましては47世帯、今現在と申しますか、直近の数値になっておりますが、一応対象世帯としましては47世帯でございます。それから、後期高齢者の支援金分につきましては51世帯、それから、介護保険分につきましては、22世帯が限度額を納めていらっしゃるということになります。

ちょっと金額は把握をいたしておりませんが、よろしいでしょうか。

○西原好文議長

土渕議員。

○土渕茂勝議員

よろしくないんですけれども、人数は詳細にわかりました。

ちょっと金額で私が聞いたかったのは、どれぐらいの負担増になって、それと対峙して軽減措置でどれぐらい軽減されるのか、それをちょっと知りたかったわけなんですけれども、それは大まかでも結構ですけど、きょう採決がされますから、賛否の態度を示さなきゃならないので、大まかでわかれば、金額は結構です。ここで報告ができれば報告をしてほしいと思います。今は増になる人の人数が報告されました。金額はまだわからないと、計算していないということですね。

軽減措置を受ける人たちの人数はわかりますか。

○西原好文議長

平川町民課長。

○町民課長（平川智敏）

まず、軽減措置を受ける方ですが、これもちょっと世帯数での把握をいたしております。国保本体の医療分といたしましては、5割軽減が174世帯、それから2割軽減も174世帯、そ

れから、後期高齢者支援金分といたしまして、これも同じく174世帯、2割、5割とも一緒でございます。それから、介護保険につきましては、5割軽減が99世帯、2割軽減が106世帯ということでございます。

金額につきましては、この世帯数に先ほどの限度額が引き上げになった1万円、あるいは2万円ということで、これを掛けていただければ金額としては出ると思います。

以上でございます。

○西原好文議長

土渕議員。

○土渕茂勝議員

過去の実績というのでしょうか、直近の資料ですから正確なものはわからないと思いますけれども、金額も増と、それから、軽減のやつも出してほしいと思います。きょうはもう間に合わないですね。後で出してください。そういうことで議長、よろしくお願いします。

○西原好文議長

町民課長、後でよろしいですか。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決します。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○西原好文議長

起立多数であります。よって、報告第2号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については、原案どおり承認することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。昼食のため、13時30分に再開いたします。

午前11時7分 休憩

午後1時30分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

ただいま町長から議案第23号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、議案第23号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

職員をして朗読させます。古賀局長。

○議会事務局長（古賀ケイ子）

(朗読省略)

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。田中町長。

○町長（田中源一）

それでは、議案第23号 江北町監査委員の選任について、提案理由をいたしたいと思います。

このたびの江北町議会議員の改選に伴い、議員の監査委員として行政運営に関し、すぐれた識見を有する瀧上正昭氏を選任したいので、議会の同意を求めます。

なお、履歴等につきましては、履歴書を参考にしていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○西原好文議長

提案理由の説明が終わりましたので、議案の審議に入ります。

日程第16 議案第23号

○西原好文議長

日程第16. 議案第23号 江北町監査委員の選任についてを議題といたします。

瀧上正昭議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(瀧上議員、退場)

○西原好文議長

質疑を求めます。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第23号 江北町監査委員の選任については、原案どおり同意することに決しました。

議案第23号の審議が終わりましたので、淵上正昭議員の入場を許可します。

(淵上議員、入場)

○西原好文議長

暫時休憩いたします。

午後 1 時33分 休憩

午後 1 時34分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

ただいま議会の同意を得ましたので、淵上正昭議員の挨拶をお願いいたします。

○淵上正昭議員

ただいま御承認いただきました淵上正昭でございます。皆様方の御指導をいただきながら職務遂行に当たりたいと思います。よろしく申し上げます。

○西原好文議長

以上をもって本臨時会の会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて平成27年第2回江北町議会臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、平成27年第2回江北町臨時会を閉会いたします。
御起立お願いいたします。お疲れさまでした。

午後1時35分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年 5 月 8 日

議 長

臨 時 議 長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

局 長

書 記